

定期調査報告書の押印廃止について

仙台市建築指導課

国土交通省より「押印を求める手続きの見直し等のために国土交通省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年国土交通省令第98号）が令和2年12月23日に公布され、令和3年1月1日から施行されております。

これにより建築基準法施行規則の一部が改正されたことから、建築基準法第12条1項及び3項に基づく定期調査報告書、定期検査報告書への押印が不要となっております。（自著による署名も不要です。）

なお、これまで通り押印をした場合も、受付をいたします。（書類不足等、記載漏れ等がない場合に限りです。）

押印廃止の対象となる書類	省略可能な押印の箇所
定期調査報告書（特定建築物）	報告者 印 調査者 印
定期検査報告書（建築設備）	
定期検査報告書（防火設備）	

新様式は仙台市ホームページよりダウンロードすることができますので、ご利用ください。

○仙台市ホームページ「特定建築物等の定期報告制度について」

<http://www.city.sendai.jp/kenchikushido-shido/jigyosha/taisaku/kenchiku/gyose/todokede/hokoku.html>